

社会福祉法人千桜会(女性活躍推進法)行動計画

働く女性が個人の能力を十分に発揮しながら、生き生きと活躍できる職場づくりをするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間: 令和4年3月1日から令和6年3月31日までの2年間1ヶ月

1. 目標・取り組み内容

目標1: 職員の年次有給休暇取得日数が年間11日以上取得できるように取り組む (職員全体の年間年次有給休暇取得率平均日数: 1人あたり9.4日)

- 令和4年4月～・管理者は各事業所毎の年次有給休暇の取得状況データの把握と分析し個別へ周知をはかる。
 - ・計画的な有給休暇を取得しやすいよう、職場内の職員の相互協力体制と環境作りにも努める